

# 公共労速報 No.291

2019年12月20日 公立学校共済組合職員労働組合 TEL03-3872-6175

## 2019 秋闘第 2 回本部団交速報!!

**「ちゃんと休んで元気を回復させる。休息をしっかりと取って、また明日からの業務を行う。という意識に変えていかなければならない」(理事者)**

公共労は12月20日に2019秋闘第2回本部団交を行い、中央執行委員や支部執行部、青年部の団交企画から計20名が参加しました。

団交では、2020年1月1日から「レク休5日を廃止し、年休付与日数を5日増やして25日とする」理事者提案に関する覚書の内容を協議しました。

「年休取得目標を設定することも大事だが、職場で年休が取得しやすい環境づくりが大切ではないか」「年休取得率が高いとそれを理由に人員は足りているといわれる。」「病院側が真剣に検討して、実行しなければダメだ」などの意見が相次ぎました。

それに対して理事者は「ちゃんと休んで元気を回復させる。休息をしっかりと取って、また明日からの業務を行う。という意識に変えていかなければならない」「特別休暇であるレクリエーション休暇が取れるのに年次有給休暇にしたら取れなくなる。なんてあるはずがない。」「人間的な問題もあるかと思う」などと回答がありました。

これらいくつかのことを確認した上で、公共労として「年次有給休暇付与日数に関する協定書」と「覚書」を協定しました。

そのほか2019秋闘統一要求に対する理事者の回答について、団交参加者から発言があり、理事者が答える内容となりました。

—主なやりとり—

### 【委員会や研修について】

必要な研修であって、時間外に実施した場合には時間外勤務手当を払う。

あまり昼休み等を使って研修をするのはどうかと思う。一度ではなく何回かに分けるなど参加しやすい方法を訴えてはどうか。

### 【始業時間前労働について】

始業時間前労働に対して時間外勤務手当を払え、ということよりも始業時間前に勤務をしないで済むようにすることが重要。

### 【準夜勤務の後の休日に勤務する45分について】

調査中で整理しているところ、出来れば、来春闘を目処に提案出来るようにしたい。

### 【不妊治療における特別休暇について】

今は、検討していない。

## 年次有給休暇付与日数に関する協定書

- 1 現行の特別休暇であるレクリエーション休暇5日間を年次有給休暇に組み込み、年休付与日数を25日（現行20日）とする。
- 2 実施日  
令和2年1月1日

## 年次有給休暇付与日数に関する覚書

- 1 年次有給休暇として付与する日数の一部については、レクリエーションを目的とした特別休暇を年次有給休暇に組み込んだものであることを踏まえ、年次有給休暇のうち5日を、従来と同様に、職員の申請に基づき1日単位で付与する。
- 2 各病院における年次有給休暇の取得目標については、第4次男女共同参画基本計画において政府が掲げた目標と同様に70%（25日付与の場合、 $25 \times 70\% \approx 18$ 日）とする。
- 3 各病院は上記2の目標を達成するための具体的な計画を策定し、職員に周知する。
- 4 各病院は上記3の計画を確実に実施するものとし、本部はその達成状況を確認しつつ、必要に応じて指導する。また、3年後を目処に、これらについての検証を行う。
- 5 本覚書に関して疑義が生じた場合には、協議により解決する。

## 23日(月)に予定していたストライキは中止

2019秋闘要求に対する理事者からの回答はどれも前向きなものではなく、納得いくものではありませんでした。しかしそれでも組合員にとって重要な年休の取得しやすい環境づくりに関して前向きな姿勢を示し、年休取得目標の実現に向けて病院に対しても指導していくことを覚書でも取り交わすことができたことなどから、残る課題に関しても交渉を継続することにしました。

23日始業時から予定していた1時間のストライキは中止とします。

2019秋闘での取り組みお疲れさまでした。

働き方改革関連法の施行に伴い、5日の年休取得が義務付けられた背景から今回の理事者提案がありました。組合員の方にとっては、今まで苦勞して獲得してきたレクリエーション休暇を廃止することについては、不安や不満を感じる組合員の方もいるかと思えます。

しかし、今後レクリエーション休暇を増やしていくような状況にはない今、働きやすい職場環境を目指す意味では、「年休をしっかりと申請して取得する」という環境整備を行うことが重要だと考えます。

書面での協定や覚書を取り交わしたからといって解決することではありません。

病院側の考え方や対応を変えていくと同時に組合員自らの意識改革も必要ではないかと思えます。何か問題があれば、公共労が対応します。ご意見等を執行部までお寄せください。